

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	母子健康手帳の交付事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

総社市は、母子健康手帳の交付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

事務の一部を外部業者に委託しているため、秘密保持に関して契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

岡山県総社市長

公表日

令和7年9月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子健康手帳の交付事務
②事務の概要	母子保健法の規定に則り、母子健康診査上の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。特定個人情報ファイル、以下の場合に使用する。 ①母子保健法による健康診査の実施対象者の把握 ②健康診査結果の履歴管理
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
母子手帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第70項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第96項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 こども課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総社市中央一丁目1番1号 総務部総務課 (TEL.0866-92-8218)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総社市中央一丁目1番1号 保健福祉部こども課母子保健係 (TEL.0866-92-8261)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	[1,000人以上1万人未満] 令和7年8月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	[500人未満] 令和7年8月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	[発生なし]

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、母子手帳関係事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	母子手帳システム(業務システム)において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月22日	「IVリスク対策」の追加	-	-	事後	様式変更による
令和3年9月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	『番号法第19条第7号 同法別表第二第70項』	『番号法第19条第8号 同法別表第二第70項』	事後	法律の改正による
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年11月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	最新情報に更新したことによる
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年11月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	最新情報に更新したことによる
令和7年8月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条および別表第一第49項、並びに内閣府・総務省令第5号第40条	番号法第9条第1項別表第70項	事後	法律の改正による
令和7年8月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二第70項、および情報提供者が市町村長となる母子健康手帳の交付事務関係情報各項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第96項	事後	法律の改正による
令和7年8月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部総務課行政係	総務部総務課	事後	機構改革による
令和7年8月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年8月1日時点	令和7年8月1日時点	事後	最新情報に更新したことによる
令和7年8月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年8月1日時点	令和7年8月1日時点	事後	最新情報に更新したことによる

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		<p>人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か:十分である。</p> <p>【判断の根拠】マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、母子手帳関係事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 	事後	様式変更による
令和7年8月1日	IV リスク対策 11. もっとも優先度が高いと考えられる対策		<p>最も優先度が高いと考えられる対策:2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 当該対策は十分か:十分である</p> <p>【判断の根拠】母子手帳システム(業務システム)において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	事後	様式変更による